

第435回佐賀地方最低賃金審議会

1 日時 令和4年8月24日(水) 10時00分～

2 場所 佐賀第2合同庁舎 共用大会議室

3 出席者

公益委員

安 徳 弥 生
甲 斐 今日子
富 田 義 典
松 本 さぎり
安 永 治 郎

労働者代表委員

草 場 薫
草 場 義 樹
小 池 和 明
矢ヶ部 教 馬

使用者代表委員

淵 上 正 樹
松 永 智 彦

事務局

労働局長

重 河 真 弓

労働基準部長

川 辺 博 之

賃金室長

川 浪 盛 雄

賃金指導官

山 下 恵美子

賃金指導官

それでは定刻となりました。

審議に入ります前に、事務局から御報告をいたします。本日は、本審議会が最低賃金審議会令第5条第2項に規定されている、定足数の10名に達していることを御報告いたします。

傍聴人の皆様は、すでにお渡ししております「傍聴に関する遵守事項」に従っていただきますようお願いいたします。

それでは、富田会長、議事の進行をお願いいたします。

富田会長

皆様おはようございます。

ただ今から「第435回佐賀地方最低賃金審議会」を開催いたします。

それでは、議事次第の(1)「佐賀地方最低賃金審議会の意見に関する異議の申出について」ということで、事務局の方から説明をお願いします。

賃金室長

それでは、事務局の方から説明をいたします。

お手元の資料のインデックスで「異議審」と書いております、資料の1ページから3ページになります。昨日、異議申立書の提出がありました。団体名は、佐賀県労働組合総連合です。読み上げます。

異議申立書

労働者の労働条件の向上と国民経済の健全な発展に向け、御尽力いただいている委員の皆様には心から敬意を表します。

今回、最低賃金の改定額が過去最高の引き上げになったことは、コロナ禍での厳しい経済状況、地域事情など直面する問題を踏まえて、真摯に検討を重ねられた結果であると拝察いたします。

しかし、私どもは憲法が保障する健康で文化的な生活をするために、最低賃金は今すぐ1,000円以上、段階的に1,500円に引き上げること。あわせて佐賀県から都市への人材流出に歯止めをかけるためにも格差を是正するに値する引き上げが必要と考えます。

よって本年8月8日付け、「佐賀地方最低賃金審議会の関する公示」に関し、以下のとおり異議を申し立てます。

申出の内容

- 1 本年の佐賀県の最低賃金額を1時間853円とすることに不服であること。
- 2 貧困と格差に歯止めをかけるため時間額1,000円以上とすること。
- 3 最低賃金引き上げにあたって、政府・厚生労働省・関係各機関に対して有効な中小企業・小規模事業所の支援策の抜本的強化・充実を求めること。

申出の理由

1. 中央最低賃金審議会（以下、中央審議会）が30円という過去最高の目安額を示すなか、プラス2円の有額答申されたことは歓迎いたします。しかし、今回の853円では、日本国憲法第25条が定める、「健康で文化的な最低限度の生活を営む」ことはできません。この金額では一ヶ月（中央審議会が用いている月173.8時間）働いても148,251円、一年間働いても177.9万円にしかなりません。可処分所得の総所得に対する比率（0.847）を乗じると実際の生活費は月額12.5万円程度です。

私どもが2019年12月に発表した佐賀県最低生計費試算調査（以下、最低生計費調査）では、佐賀市内で若者（25歳・単身）が「ふつう」に暮らすためには男性で月額241,972円（女性242,732円）必要であるという結果となりました。

もし、時給853円でこの賃金を得ようとするなら283時間もの労働が必要となります。「ふつう」に暮らすために、過労死ラインを超える労働時間を要する最低賃金が果たして憲法や最低賃金法が求めているものなのか再考を要望します。

2. 非正規雇用労働者が増え続け就業者の4割に達し、年収200万円未満の働く貧困層（ワーキングプア）は1,200万人にまで増大しています。県内でもコンビニやファーストフード、介護など多くの労働者が最低賃金近傍で生活しています。

とりわけ、最低賃金の影響が大きいパート労働者の約7割が女性です。コロナ禍、母子家庭の5割が新型コロナウイルス感染拡大前と比べ収入が減ったと答えています。さらに、歴史的な物価高騰によって生活に欠かせないエネルギーや食糧などが値上がりしており、これらの値上げは所得が低い人ほど負担が重くなります。

また、感染におびえながら長時間過密労働を強いられるエッセンシャルワーカー、理不尽な競争と値引きをされ経費を引いて時間換算すれば最賃割れの請負・フリーランス労働者、コロナ禍、勉学の場合も制限されてバイトもなくなった学生たち。こういった厳しい環境で働く人たちの現実を審議に反映され、汗

を流すものが報われ、女性や若者が活躍し、夢を持てるように最低賃金を抜本的に引き上げるべきです。

3. 今回の中央審議会でだされた A・B ランク 31 円、C・D ランク 30 円と地域間格差を拡大させる目安額に対し、格差を縮小させるプラス 2 円の答申となったことは、格差解消に向け検討を重ねられた結果であると拝察いたします。

しかし、今回の引上げでも福岡とは 47 円、東京とは 219 円もの差があり、人口流出による地域社会の衰退に歯止めをかけるには不十分です。私どもがおこなった最低生計費調査で福岡市と佐賀市を比べると、住居費は福岡の方が若干高くなっていますが、佐賀は自動車を所有しないと生活が出来ないことから交通費は 2 倍以上かかっており、全体では佐賀市で生活する方が大きいことがわかっています。また、県内の多くの中小企業が、人材不足、労働力不足が経営上の障害となっていることから鑑みても、人口流出を防ぐため、経済圏、生活圏としてより密接に関わっている福岡との格差縮小に向け再考を要望します。

4. 経営者の皆様におかれましては新型コロナウイルスが蔓延、物価高騰と厳しい状況のなか、事業の存続と雇用の維持に懸命に努力されていることとおもいます。私どもの組合員も中小企業で働くものも多く、交渉等で事業所の厳しい経営実態、経営努力について伺っています。

経営者と労働者の立場の違いはありますが、事業所の持続的な発展、従業員の生活を守る点では共通の認識があると考えます。佐賀を持続可能なものとするために、「生計費」と「支払い能力」という対立的な議論ではなく、労働者の生活の総合的な引き上げ、地域経済の活性化という同じ土俵での議論をお願いします。

そのためにも、最低賃金引き上げに伴う、政府による中小企業への中小企業対策費の抜本的な増額と有効な支援策が求められています。私どもの上部団体である全労連（全国労働組合総連合）が、1 月に「最低賃金の改善、中小企業支援の拡充で地域経済の好循環を、全国一律最賃で経済の好循環を求める提言」をまとめ、提言をもとに政党や各省庁への改善を求めています。

貴審議においても、県内の実態に即した中小企業支援とは何かを議論をしていただくとともに、政府や関係省庁に中小企業支援策の改善を求めることを要望し異議申し立てとします。

以上です。

それから、4 ページ以降はこれについての参考資料となっておりますので、説明の方は省略させていただきます。

賃金指導官

それでは、労働局長から会長へ「諮問文」をお渡しさせていただきます。

労働局長

佐労発基 0824 第 1 号

令和 4 年 8 月 24 日

佐賀地方最低賃金審議会

会長 富田義典 殿

佐賀労働局長

重河 真弓

最低賃金審議会の意見に関する異議の申出について（諮問）

標記について、令和 4 年 8 月 23 日付けをもって、佐賀県労働組合総連合代表者北野修から最低賃金法第 11 条第 2 項の規定により異議の申出がありましたので、貴審議会の意見を求めます。

以上です。

（諮問文手交）

（各委員へ諮問文（写）を配付）

富田会長

今、労働局長が読み上げられましたが、本審議会に「最低賃金審議会の意見に関する異議の申出について」の諮問がございました。

それでは、調査審議をいたしたいと思います。

異議申出の内容と理由につきましては、先ほど事務局の方から説明がございました。御意見がございましたら、どうぞお出してください。

労働者代表委員の方は、御意見はいかがですか。

草場（義）委員

簡単に申し上げさせていただければ、審議に当たって我々労働者側も連合という位置づけを通してもおわかりのとおり、時給 1,000 円に決めたいという思いはございます。その点については、異議申立書の内容についてはある程度は理解をしております。

実際に我々審議をして結果が出たわけですが、このことによって何かが変わるというふうには思っていないことを述べさせていただきます。

富田会長

ありがとうございます。

そのほか、使用者側の委員の方は、いかがでしょうか。

(意見なし)

富田会長

審議会といたしましては、異議の申出の内容を含めまして、今年度も金額決定に関しましては、十分に労働者側、使用者側の意見を踏まえ、前回の答申で決定いたしました。

前回の答申で決定した金額を特に見直す必要はなく、答申どおり決定することが適当であるとしてよろしいでしょうか。

各委員

はい。

富田会長

ありがとうございます。

それでは、事務局で「答申文」の案を準備し配付をお願いします。

(答申文(案)配付)

それでは、「答申文」案の朗読をお願いします。

賃金室長

事務局から朗読させていただきます。

(案)

令和4年8月24日

佐賀労働局長

重河 真弓 殿

佐賀地方最低賃金審議会
会長 富田 義典

当最低賃金審議会の意見に関する異議の申出について（答申）

令和4年8月24日貴職から、8月23日付け佐賀県最低賃金の改正決定に係る当審議会の意見に対する佐賀県労働組合総連合からの異議申出に関し意見を求められたので、当審議会において異議の内容及び理由について慎重に審議した結果、下記の結論に達したので答申する。

記

令和4年8月8日付け答申どおり決定することが適当である。

以上です。

富田会長

皆様、この「答申文」でよろしいでしょうか。

各委員

はい。

富田会長

異議がないということで、「答申文」の案を削除し、当審議会の意見として、佐賀労働局長へ答申をいたします。

（答申文手交）

それでは、今後の手続等につきまして、事務局から説明をお願いします。

賃金室長

事務局の方から、今後の手続につきまして御説明させていただきます。

本日午後2時までに官報公示文を送付する予定ですので、到着した本日が官報持込日となり、それから7営業日を経過した日が官報公示日9月2日となります。

具体的には、資料の方を付けさせていただいておりますが、一番最後の「令和4年度答申要旨の公示日別最短効力発生予定一覧(地域別最低賃金の場合)」で、30日経過後の10月2日が発効日となる予定です。

以上でございます。

富田会長

今、説明がありましたような手続となります。

それでは、以上が議事次第(1)でございます。次に、議事次第(2)「令和4年度佐賀県特定最低賃金の改正の必要性の有無について」でございます。それでは、諮問を受けるという形ですので、事務局から説明をお願いします。

賃金指導官

事務局の方から御説明をさせていただきます。

特定最低賃金の改正申出につきまして、7月11日付けで「陶磁器・同関連製品製造業」、7月14日付けで「電気機械器具製造業関係」、同じく7月29日付けで「一般機械器具製造業関係」の特定最低賃金改正の申出が提出されております。

この3件の申出につきましては、審査を行い、受理いたしましたので御報告いたしますとともに、3件の特定最低賃金の改正決定の必要性の有無について、佐賀労働局長から本審議会へ諮問をさせていただきます。

労働局長から会長へ諮問文をお渡しさせていただきます。

(諮問文手交)

(諮問文(写)配付)

富田会長

それでは、事務局から「諮問文」の朗読をお願いします。

賃金室長

それでは、「諮問文」が3本ございますので、読み上げさせていただきます。まず初めに、「一般機械器具製造業関係」から読み上げます。

佐労発基 0824 第2号
令和 4年 8月 24日

佐賀地方最低賃金審議会

会長 富田 義典 殿

佐賀労働局長
重河 真弓

佐賀県一般機械器具製造業関係最低賃金の改正決定の
必要性の有無について（諮問）

令和4年7月29日付けをもって申出代表者U A ゼンセン佐賀県支部長俣野勝敏から最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第1項の規定に基づき、佐賀県ポンプ・圧縮機器、一般産業用機械・装置、その他のはん用機械・同部分品、農業用機械、建設機械・鉱山機械、生活関連産業用機械、基礎素材産業用機械、金属加工機械、半導体・フラットパネルディスプレイ製造装置、その他の生産用機械・同部分品製造業最低賃金（平成20年佐賀労働局最低賃金公示第2号）の改正決定に関する申出があったので、同法第21条の規定により、その必要性の有無について、貴会の意見を求める。

続きまして、「電気機械器具製造業関係」を読み上げます。

佐労発基 0824 第3号
令和 4年 8月 24日

佐賀地方最低賃金審議会
会長 富田 義典 殿

佐賀労働局長
重河 真弓

佐賀県電気機械器具製造業関係最低賃金の改正決定の
必要性の有無について（諮問）

令和4年7月14日付けをもって申出代表者電機連合西九州地方協議会電機佐賀地域協議会議長古賀敬宏から最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第1項の規定に基づき、佐賀県発電用・送電用・配電用電気機械器具、産業用電気機械器具、電球・電気照明器具、電池、その他の電気機械器具、通信機械器具・同関連機械器具、電子計算機・同付属装置、電子デバイス、電子部品、記録メディア、電子回路、ユニット部品、その他の電子部品・デバイス・電子回路製造業最低賃金（平成20年佐賀労働局最低賃金公示第3号）の改正決定に関する申出があったので、同法第21条の規定により、その必要性の有無について、貴会の意見を求める。
最後に、「陶磁器・同関連製品製造業」を読み上げます。

佐労発基 0824 第 4 号
令和 4 年 8 月 24 日

佐賀地方最低賃金審議会
会長 富田 義典 殿

佐賀労働局長
重河 真弓

佐賀県陶磁器・同関連製品製造業最低賃金の改正決定の
必要性の有無について（諮問）

令和 4 年 7 月 11 日付けをもって申出代表者セラミックス産業労働組合連
合会西九州地方本部執行委員長草場薫から最低賃金法(昭和 34 年法律第 137
号)第 15 条第 1 項の規定に基づき、佐賀県陶磁器・同関連製品製造業最低
賃金(平成 21 年佐賀労働局最低賃金公示第 4 号)の改正決定に関する申出
があったので、同法第 21 条の規定により、その必要性の有無について、貴
会の意見を求める。
以上でございます。

富田会長
ありがとうございました。

ただ今、朗読いただきましたように、労働局長から本審議会に「一般機械器
具製造業関係」、「電気機械器具製造業関係」及び「陶磁器・同関連製品製造業」
に係る特定最低賃金の改正決定の必要性の有無についての諮問がございま
した。

それでは、必要性の有無についての、調査審議をいたしたいと思ます。

まず、産業ごとに改正申出の概要が提出されておりますので、事務局の方か
ら資料の説明をお願いいたします。

賃金室長

資料は、インデックスで「特賃」と書いているものですので、こちらを御覧
いただきたいと思います。

まず、1 ページ目は「一般機械器具製造業関係」に関する資料でございます。

申出の概要になりますが、業種につきましては先ほど「諮問文」の中で読み
上げましたが、ポンプ・圧縮機器、一般産業用機械・装置など、これらの製造
業に対しての申出でございます。

申出の内容ですが、適用地域が佐賀県の全域です。産業分類につきましては、E 252 から E 269 までです。これらの、産業分類に対しての適用労働者数が 4,340 人、お手元の「令和 4 年度版最低賃金決定要覧」の中にも載っておりますので、後ほど確認していただければと思います。申出労働者数は、合計が 1,656 人ございました。割合は、3 分の 1 以上を満たしています。38.16% になります。

1 点目に、申出の理由につきましては、先ほども申し上げましたが、申出産業における事業の公正競争を確保する観点から、当該最低賃金の適用を受けるべき労働者の概ね 3 分の 1 以上の合意をもって、法定最低賃金の改正の決定を求めるものである。

2 点目に、一般機械器具製造業の労働者は、機械金属工業のあらゆる業種に適応する技術・技能を有しており、将来における佐賀県機械工業発展のために人材確保の面からも、最低賃金の改正は必要である。

申出者としましては、先ほどの「諮問文」の中で言いましたとおり、U A ゼンセン佐賀県支部支部長から提出がございました。

2. 申出労働者の内容でございますが、労使協定につきましては 2 組合、合意者数が 210 人というところで、中山鉄工所従業員組合、戸上メタリック労働組合の協定がございまして、時間額につきましては、月平均所定労働時間数で除した値を時間換算しておりますので、金額の目安として見ていただければと思います。

以上です。

富田会長

ありがとうございました。

それでは、「一般機械器具製造業関係」の労働者側から申出の趣旨説明をお願いいたします。

小池委員

ここに記載しておりますとおりですけれども、今年の地域別最低賃金の引上げを含めて、やはり引上げが反映されるべきかと思えます。コロナ禍前からの話ですが、人材不足が佐賀県の主要な産業も含めて一般機械器具製造業も進んでいます。

先般、佐賀県との意見交換の中でも話が出ましたが、やはり佐賀県全体での雇用の喪失というようなことは、是非避けなければいけないと思っております。

以上でございます。

富田会長

ありがとうございました。

特定最低賃金の「改正決定の必要性の有無」については、この後3業種とおして説明をしていただいた後に、少し時間を取りまして「改正決定の必要性の有無」の審議を行いたいと思っております。

それでは、「電気機械器具製造業関係」につきまして、事務局から関係資料の説明をお願いします。

賃金室長

資料は7ページになります。

申出の内容ですけれども、業種につきましては、先ほど「諮問文」の中で読み上げました、発電用・送電用・配電用電気機械器具、デバイス・電子回路製造業などです。

適用地域につきましては、佐賀県の全域です。

適用産業は、日本標準産業分類小分類のE281からE303です。

適用労働者数につきましては、7,150人です。こちらの方も、お手元の「令和4年度版最低賃金決定要覧」の中にも載っておりますので、後ほど確認していただければと思います。適用事業所数が76、このうち申出労働者数は、4,441人で割合としては62.1%になっております。

申出の理由につきましては、賃金の最低額に関する労働協約の適用労働者数が、概ね3分の1以上に達していること。

申出労働者の内容につきましては、労働協約で7組合でございます。適用労働者数が4,441人で、以下労働組合の7組合につきましてはの内訳は、労働組合名称等に記載のとおりでございます。備考欄に書いております、アスタリスク印で括弧は、協定書において賃金の最低額が月額のみで表示されているものについては、月額を月平均所定労働時間数で除して時間単価を算出したものです。一番高い所で1,087円、低い所で1,007円というところになります。

以上です。

富田会長

どうもありがとうございました。

それでは、「電気機械器具製造業関係」につきまして、労働者代表委員から申出の趣旨説明をお願いいたします。

- 矢ヶ部委員
はい。

矢ヶ部の方から、説明をしたいと思います。

まずは、申出の理由にも書いておりますが、多くの労働者の方から協定いただき、6割近い申し出をいただいております。

それと、「電気機械器具製造業関係」で勤める方は、佐賀県においても7,000人ということで、多くの方が従事している産業であるということになります。そういったことを受けて、生産額とか出荷額とかについて、佐賀県内においても、高い割合を占めているような環境になっております。ここで働いている方を、公正な競争の確保を図るというようなことも踏まえて、やっぱり最低賃金を適正な水準への改正をしていったらどうかというふうなことは、いつも毎年言っていることですが、そこは申出をお願いしているところであります。

あと、コロナ禍をきっかけになりますが、非常にデジタル化というのが余計に必要なようになってきております。これは、電気産業が主となります。

あとは、「電気機械器具製造業関係」は小さい部品が多いのですが、どこの会社も部品不足が非常に言われております。人がいなくて作れず部品が来ない、こういった状況になっておりますので、人を確保するということが非常に重要になると思います。そういったことから、電気産業の賃金を少しでも引き上げ、人を確保するというのは重要と思っております。

また、先ほども言いましたように、多くの方が従事されている産業にも関わらず、一般機械器具製造業にはまだ金額的にも劣っているような状況にありますので、そういったところを少しでも縮めていきたいという思いもありますので、今年の審議でもやっていきたいと思っております。

また、多くの組合が、今年も初任給の改正があったり、産業別の最低賃金の改正がなされておりますので、そういったことも踏まえて、組合のないところの皆さんにも波及させたいという思いから、今年も改正申出をさせていただいております。審議の程よろしく願いいたします。

以上です。

○ 富田会長

ありがとうございました。

電気の方の申出の理由は、労働協約ケースということで3分の1以上が申出労働者数を占めていて、3分の1以上をクリアしているということです。

ちなみに、前の「一般機械器具製造業関係」は、労働協約ではなくて公正競争を確保する観点から、適用を受ける労働者を集め概ね3分の1以上の合意をもって、改正の決定を求めたものであります。

それでは、3番目の「陶磁器・同関連製品製造業」につきまして、事務局から説明をお願いします。

○ 賃金室長

資料は、12ページからが「陶磁器・同関連製品製造業」でございます。

1の申出の内容ですが、適用地域は佐賀県の全域です。適用産業が、日本標準産業分類小分類のE214でございます。適用労働者数、適用事業所数につきましては、お手元の「令和4年度版最低賃金決定要覧」の121ページに載っておりますので、後ほど確認していただければと思います。申出労働者数につきましては、全部で704人、割合が35.3%になっております。

申出の理由として、申出の産業における事業の公正競争を確保する観点から、当該最低賃金の適用を受けるべき労働者の概ね3分の1以上の合意をもって、法定最低賃金の改正の決定を求めるということです。

申出者は、セラミックス産業労働組合連合会西九州地方本部です。

2の申出労働者の内容ですが、区分としましては労使協定が4組合、機関決定が5組合、個々の労働者が95人となっております。

労使協定の4組合につきましては、右側の欄にそれぞれ組合名と人数と月額、日額、時間額を掲載しております。

それから、機関決定につきましては337人ということで、それぞれ大会等で合意を得たというところで、それぞれの人数を掲載しております。

個々の労働者につきましては、それぞれその各企業の人数を掲載しております。

以上になります。

富田会長

どうもありがとうございました。

それでは、「陶磁器・同関連製品製造業」につきまして、労働者側から改正決定の申出の趣旨説明をお願いいたします。

草場薫委員

「陶磁器・同関連製品製造業」を代表いたしまして草場（薫）の方から、一言申し上げさせていただきたいと思っております。

私たち陶磁器に関しまして、皆様方には御理解と御支援と御協力をいただいておりますことを感謝申し上げます。

現在の我々陶磁器産業は、中小企業あるいは零細企業が多くてコロナ禍において、非常に厳しい経営環境にあるのは皆さん御存じのとおりだと思います。

そのような状況の中、基盤を強くするためにいろんな模索をしながら、新商品の開発あるいは販路拡大等に努めながら全国展開をする展示会、あるいはまた海外への進出も模索されているところではありますけれども、まだ確実な売上げにはつながっていないのが現状だと思っております。

このような中、コロナ禍ではありましたけれども、今年度3年ぶりに「有田陶器市」が開催されました。心配された来場者数ですけれども、122万人というコロナ禍の営業ではなかった2019年と、ほぼ同数の人数が会場を訪れていただいたということになります。この来場者数に伴う売上については、思ったより伸びなかったという話を聞いております。

やはり、今年度「有田陶器市」が開催されると、「有田陶器市」を開催できた喜びや、焼き物の街「有田」に活気が戻ったということを感じられたのではないかと聞いております。伝統技術を引き継ぎ再生され、ネット販売にも力を入れ販路を拓けているところでもあります。

私たちの産業においては、働く労働者が年々減少傾向にあります。1988年の4,260人を境に、翌年の1989年から徐々に減っていく傾向にあります。現在では、有田の方では1,151人まで減少が続いております。特に私たちの産業では、技能伝承や後継者育成が必要であります。今のままでいくと、徐々に就業者が減少し途絶えてしまわないかという心配もあります。

少子高齢化が進む中、400年続く有田焼の歴史を守り次世代に継いでいくには、重要な時期にきているのではないかと考えております。新卒者や若い人たちに期待するところではありますけれども、最近、窯業離れという傾向にあるかと思っております。興味を持ってもらえないとか、将来に希望が持てないとか、安心して働くことができないではないかという心配の声も聞きます。

私たち現役世代の子供たちを持つ親子世代ですけれども、やはり今のままでは有田に安心して働かせることができない。有田の窯業界では、働いてもらいたくないという声のあるのも事実です。

厳しい環境下にありますけれども、他の産業と比べて、今、各産業からお話が出ましたけれども、陶磁器業界においては、ほとんど最低賃金に近いような企業体の事業所で働いている方が多数おられます。佐賀県の地場産業とも言われた焼き物が、衰退していくのではないかと心配もしております。

観光スポットに、温泉の街あるいは陶器の街とか観光スポットのキャッチフレーズにもありますように、やはり陶磁器は今後も地元を支えていく柱ではないかと考えております。私たち陶磁器産業に携わる者として、今の携わっている人たちと共に、この産業を守り抜いていくということを考えながら今努力はしているところであります。

大きなことは望んでおりませんが、労働条件の中で最低賃金は重要で大事だと考えております。この陶磁器産業を守っていくという思いは、経営者の皆様もわれわれ労働者も同じことだと考えております。

御理解をいただきながら、今後、陶磁器産業を守っていく次世代に繋いでいくという思いで、皆様方の御理解をいただきながら審議の方を続けていただければと思います。

よろしく願いいたします。

富田会長

どうもありがとうございました。

それでは、以上の説明につきまして御質問はございませんか。

草場（義）委員

今の続きでよろしいでしょうか。

富田会長

はい。草場（義）委員どうぞ。

草場（義）委員

今、草場薫委員から改正申出の趣旨の説明のとおりですが、違う観点から少し申し上げます。テレビの影響もありまして、波佐見焼が若い人たちに非常に売られています。県は違いますけれども、地図上で見ると同じ地域同じエリアという中で、やはり働き手が流れていくという危機感を感じます。また、同じ佐賀県内ですと大きな工場が出てきており、同じく人が流れていくということに危惧しています。伝統を守るという意味合いから、賃金を上げて人を確保するというのが重要ではないかと思えます。そういったところも必要ではないかと思えます。

以上です。

富田会長

それでは、説明は以上とさせていただいて、これから、特定最低賃金の必要性の有無についての審議に入りたいと思います。

必要であれば一定のお時間控室で調整していただいても結構ですが、いかがされますか。

矢ヶ部委員

先ほど、主張はさせていただきましたので、時間は大丈夫です。

富田会長

それでは、特定最低賃金の必要性の有無について、審議に入りたいと思います。

最初に順番どおりで、「一般機械器具製造業関係」の改定の有無につきまして、御意見をお出してください。

(意見なし)

富田会長

それでは、御意見がございませんようなので、「一般機械器具製造業関係」につきましては、「改正決定の必要性」は「有り」ということにさせていただきます。

次に、「電気機械器具製造業関係」の改定の有無につきましては、どうでしょうか。

(意見なし)

富田会長

それでは、「電気機械器具製造業関係」につきましても、「改正決定の必要性」は「有り」ということで、進めさせていただきます。

最後に、「陶磁器・同関連製品製造業」の改定の有無につきましては、いかがでしょうか。

松永委員

はい。

富田会長

松永委員どうぞ。

松永委員

窯業に関しては、先ほど草場委員の方から説明がございましたように、大変厳しい状態ということは、私どもも認識しております。申出があったことで審議は行われますが、非常に慎重に審議しなければいけないと考えております。

3年ぶりに「有田陶器市」が開催され、人出が120万人で3年前とほぼ同数程度あったにも関わらず、売上げが伸びていないということが、非常に危惧するところでもあります。

人手を確保するために最低賃金を上げるということと、売上げが伸びていないということが、一致していませんよね。売上げが上がっていないにも関わらず、最低賃金を引き上げて人手を確保するという流れが、ちょっと不自然なところがあると思います。

審議する中で、他の産業「一般機械器具製造業関係」「電気機械器具製造業関係」と同様に審議していくというのは、慎重にしなければいけないと思います。最低賃金を引き上げて、倒産してしまうというようなことは避けたいなと言うところが使用者側の意見です。

富田会長

ほかにございませんか。

草場（薫）委員

よろしいでしょうか。

富田会長

はい、どうぞ。

草場（薫）委員

今、松永委員の方から言われた売上げについてですけれども、コロナ禍で「有田陶器市」が行われていなかったのが2年続いておりますが、その2年間はウェブで年間通して「陶器市」を続けております。

その影響で、「有田陶器市」に来場される方も若干減っていると思いますし、ネット販売で購入された方もいらっしゃって、それが直接「有田陶器市」の売上げに繋がっていない部分もあるかと思えます。

それで、3年ぶりに開催された「有田陶器市」自体の売上げが、あまり良くないのかなという感じはします。

富田会長

慎重に審議しないとということと、改正の審議については特に変わらないということですか。

松永委員

そうですね、私一人が反対したところで当然審議にも入りますし、それを大事にして審議にも臨みますけれども、審議したら必ず引き上げるとか、他の産業に比べると上げ幅は小幅の方が自然かなと、そういう意味で申し上げました。

労働基準部長

お話を伺っている中で一点、この改正決定の場合は全会一致が原則でございます。お一人でも反対されると、審議をしないという形になることだけ御説明させていただきます。

賃金室長

それと、もうひとつよろしいでしょうか。

金額の改正審議で、現状維持ということは制度上あり得ません。要するに、現行以上に上げるということが前提となります。

先ほど、全員一致の話もありましたけれども、上げるのを前提で審議になりますので。

富田会長

慎重には慎重を重ねて審議していただきたいという、そういう希望があると思います。それでは、全会一致が求められるという考え方なので、従来の挙手による多数決で決めるというやり方はできないということだけは、皆様も御理解いただきたいと思います。

他の産業も同じことですが、慎重に審議していただきたいという思いがあります。それで、進めさせていただきますが、よろしいでしょうか。

各委員

(異議なし)

富田会長

ありがとうございます。

それでは、「陶磁器・同関連製品製造業」に関しましても「改正決定の必要性」は「有り」ということで、進めさせていただきます。

これで、「一般機械器具製造業関係」「電気機械器具製造業関係」及び「陶磁器・同関連製品製造業」の3件について、「改正決定の必要性が有り」ということで答申をさせていただきたいと思います。

事務局から「答申文」案の配付をお願いします。

(答申文(案)配付)

富田会長

それでは、事務局の方で朗読をお願いします。

賃金室長

それでは、「答申文」案を読み上げます。

(案)

令和4年8月24日

佐賀労働局長

重河 真弓 殿

佐賀地方最低賃金審議会

会長 富田 義典

佐賀県一般機械器具製造業関係最低賃金の改正決定の
必要性の有無について(答申)

当審議会は、令和4年8月24日付けをもって最低賃金法第21条の規定に基づき貴職から諮問のあった佐賀県ポンプ・圧縮機器、一般産業用機械・装置、その他のはん用機械・同部分品、農業用機械、建設機械・鉱山機械、生活関連産業用機械、基礎素材産業用機械、金属加工機械、半導体・フラットパネルディスプレイ製造装置、その他の生産用機械・同部分品製造業に係る最低賃金の改正決定の必要性の有無について、慎重に審議した結果、「改正決定することを必要と認める。」との結論に達したので答申する。

引き続きまして、「電気機械器具製造業関係」を読み上げます。

(案)

令和4年8月24日

佐賀労働局長

重河 真弓 殿

佐賀地方最低賃金審議会

会長 富田 義典

佐賀県電気機械器具製造業関係最低賃金の改正決定の
必要性の有無について（答申）

当審議会は、令和4年8月24日付けをもって最低賃金法第21条の規定に基づき貴職から諮問のあった佐賀県発電用・送電用・配電用電気機械器具、産業用電気機械器具、電球・電気照明器具、電池、その他の電気機械器具、通信機械器具・同関連機械器具、電子計算機・同付属装置、電子デバイス、電子部品、記録メディア、電子回路、ユニット部品、その他の電子部品・デバイス・電子回路製造業に係る最低賃金の改正決定の必要性の有無について、慎重に審議した結果、「改正決定することを必要と認める。」との結論に達したので答申する。

続きまして、「陶磁器・同関連製品製造業」を読み上げます。

（案）

令和4年8月24日

佐賀労働局長
重河 真弓 殿

佐賀地方最低賃金審議会
会長 富田 義典

佐賀県陶磁器・同関連製品製造業最低賃金の改正決定の
必要性の有無について（答申）

当審議会は、令和4年8月24日付けをもって最低賃金法第21条の規定に基づき貴職から諮問のあった佐賀県陶磁器・同関連製品製造業に係る最低賃金の改正決定の必要性の有無について、慎重に審議した結果、「改正決定することを必要と認める。」との結論に達したので答申する。

以上3案です。

富田会長
どうもありがとうございます。
ただ今の答申文の案でよろしいでしょうか。

各委員

(異議なし)

富田会長

どうもありがとうございます。

御異議が無いようですので、「答申文」の案を消していただき、これから労働局長へ答申いたします。

(答申文手交)

それでは、事務局からお願いします。

賃金室長

それでは、「改正決定の必要性有り」との答申をいただきましたので、引き続き、金額改正にかかる諮問をさせていただきます。

(諮問文手交)

(諮問文(写)配付)

富田会長

それでは、事務局から「諮問文」を朗読してください。

賃金室長

「一般機械器具製造業関係」から読み上げさせていただきます。

佐労発基 0824 第 5 号

令和 4 年 8 月 24 日

佐賀地方最低賃金審議会

会長 富田 義典 殿

佐賀労働局長

重河 真弓

佐賀県特定最低賃金の改正決定について(諮問)

最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）第 15 条第 2 項の規定に基づき、下記の最低賃金の改正決定について、貴会の調査審議をお願いする。

記

佐賀県ポンプ・圧縮機器、一般産業用機械・装置、その他のはん用機械・同部分品、農業用機械、建設機械・鉱山機械、生活関連産業用機械、基礎素材産業用機械、金属加工機械、半導体・フラットパネルディスプレイ製造装置、その他の生産用機械・同部分品製造業最低賃金（平成 20 年佐賀労働局最低賃金公示第 2 号）

続きまして、「電気機械器具製造業関係」です。

佐労発基 0824 第 6 号
令和 4 年 8 月 24 日

佐賀地方最低賃金審議会
会長 富田 義典 殿

佐賀労働局長
重河 真弓

佐賀県特定最低賃金の改正決定について（諮問）

最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）第 15 条第 2 項の規定に基づき、下記の最低賃金の改正決定について、貴会の調査審議をお願いする。

記

佐賀県発電用・送電用・配電用電気機械器具、産業用電気機械器具、電球・電気照明器具、電池、その他の電気機械器具、通信機械器具・同関連機械器具、電子計算機・同付属装置、電子デバイス、電子部品、記録メディア、電子回路、ユニット部品、その他の電子部品・デバイス・電子回路製造業最低賃金（平成 20 年佐賀労働局最低賃金公示第 3 号）

最後に「陶磁器・同関連製品製造業」を読ませていただきます。

佐労発基 0824 第 7 号
令和 4 年 8 月 24 日

佐賀地方最低賃金審議会
会長 富田 義典 殿

佐賀労働局長
重河 真弓

佐賀県特定最低賃金の改正決定について（諮問）

最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）第 15 条第 2 項の規定に基づき、下記の最低賃金の改正決定について、貴会の調査審議をお願いする。

記

佐賀県陶磁器・同関連製品製造業最低賃金（平成 21 年佐賀労働局最低賃金公示第 4 号）

以上につきまして、貴会の調査審議をお願いします。

それでは、ここで労働局長から御挨拶を申し上げます。

労働局長

本日は、審議会への御出席また御審議ありがとうございます。

本日の審議会の冒頭におきましては、「佐賀県労働組合総連合」から提出されました異議申出について、御審議いただき、「令和 4 年 8 月 8 日付け答申どおり決定することが適当である。」との答申をいただいたところであります。

委員の皆様におかれましては、7 月 6 日の諮問以降、本日まで、熱心に御審議いただき、改めて深く感謝申し上げます。

佐賀労働局といたしましては、今後、改定佐賀県最低賃金の周知広報、並びに、業務改善助成金などの各種支援策の活用等によって、中小企業また小規模事業主の皆様に対する支援を行うこととしております。

また、発効日以降につきましては、このルールが守られますように履行確保に万全を期してまいりたいと考えております。

委員の皆様方におかれましては、各界、各方面への御助言、また御協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

また、今諮問しました特定最低賃金でございますが、改正の必要性の有無につきまして、こちらもいろいろと御審議をいただいたところでございます。改

めて、感謝を申し上げたいと思います。

これから、特定最低賃金につきましては、専門部会を設けてまた御審議をいただくこととなりますが、調査審議におきましても熱心な御審議をいただければと思っております。基本的には全会一致の議決に至ることを、期待しているところでございます。

引き続き、どうぞよろしく願いいたします。

富田会長

ありがとうございました。

ただ今、労働局長から御挨拶がありましたように、これから「一般機械器具製造業関係」「電気機械器具製造業関係」「陶器・同関連製品製造業」に係る最低賃金の改正決定について諮問がございましたので、特定最低賃金の改正決定について審議を行うこととなります。

それでは、今後の特定最低賃金の審議の進め方について、事務局の方からスケジュール等の説明をお願いします。

○ 賃金室長

最低賃金法第25条第2項には「最低賃金審議会は、最低賃金の決定又はその改正の決定について調査審議を求められたときは、専門部会を置かなければならない。」と定められておりますので、本日の諮問を受けまして専門部会を各々設置することとなります。

専門部会の委員の人選につきましては、関係労働者を代表する委員及び関係使用者を代表する委員は、候補者の推薦を求めなければならないとされております。推薦公示を本日から9月7日までとさせていただきたいと思っております。

なお、公益を代表する委員の人選ですが、事務局としましては、「一般機械器具製造業関係」は富田委員、安永委員、松本委員、「電気機械器具製造業関係」は安徳委員、甲斐委員、富田委員、「陶磁器・同関連製品製造業」は安徳委員、甲斐委員、松本委員にお願いしたいと考えておりますがいかがでしょうか。

○ 公益委員

了承。

○ 賃金室長

ありがとうございます。

また、最低賃金審議会令第6条第5項には、「審議会は、あらかじめその議決するところにより、最低賃金専門部会の決議をもって審議会の決議とすることができる。」とされております。

従来から当審議会におきましては、特定最低賃金につきましては、専門部会委員の全会一致で決議された場合にのみ、第6条第5項の適用をしておりますが、本年度の取扱いについて、御審議をいただければと思います。

富田会長

今、事務局から説明されたのは、特定最低賃金の専門部会は全会一致で金額が決定した場合には、特に本審を開かないでもそれを本審の決定とするという第6条第5項の適用をするという事です。

それにつきまして、今年も全会一致の場合には、本審を開かないで本審の決定とさせていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

各委員

(異議なし)

富田会長

どうもありがとうございます。

先ほど、議論になりました専門部会は全会一致を目指すことを、皆さん良く頭に入れていただければありがたいと思います。よろしく願いいたします。

それでは以上が、特定最低賃金の専門部会の決議についての議論でございます。

次に、議題の(3)「その他」ですが、日程等につきまして事務局から何かありますでしょうか。

○ 賃金室長

今後の手続きになりますが、先ほど申し上げましたが、地域別最低賃金の官報公示が9月2日(金)それから、新しい地域別最低賃金の効力発生が10月2日(日)の予定となります。

それから、最低賃金専門部会は、専門部会運営規定第9条に基づきまして、異議の申出期間が満了したことから、廃止といたします。

次に、今後の日程調整等につきまして、本日から各専門部会の委員の推薦に関する公示を先ほど申し上げたとおり9月7日(水)までさせていただきます。

その後、委員が決まりましたら、9月末から10月にかけて専門部会が開催されますように、日程調整を行いたいと思います。

特定（産業別）最低賃金につきましては、平成14年の中央最低賃金審議会産業別最低賃金制度全員協議会報告の中で、金額審議における全会一致の議決に向けた努力ということで、関係労使のイニシアチブ発揮により設定されるという産業別最低賃金の性格からしまして、産業別最低賃金の決定又は改定の金額に関する調査審議につきましては、先ほどから話がございしますが、全会一致の議決に至るよう努力することが望ましいとされているところです。

先ほど、専門部会の全会一致で決議された場合は審議会の決議とするとしていただいたところですが、仮に審議会を開催することになった場合、最も早い予定で、10月末に審議会を開催する場合があります。その時は、日程調整をお願いすることになりますので、よろしく願いいたします。

事務局からは以上です。

富田会長

専門部会の委員の推薦と日程調整を皆様よろしく願いいたします。

それでは、本日の審議会はこれで終了させていただきます。

本日の議事録の署名は、労働者側草場薫委員、使用者側松永委員にお願いいたします。

本日は、どうもありがとうございました。

閉会

会 長

労働者代表委員

使用者代表委員
